

一般廃棄物処理業許可証

住所 埼玉県越谷市レイクタウン一丁目1番地
14

氏名 株式会社スリーエイセズ
代表取締役 鈴木勝彦
(法人にあっては、事務所の所在地、名称及び代表者の氏名)

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第1項の規定により次のとおり
許可する。

令和5年4月14日

越谷市長 福田 晃



営業所の所在地 及び名称	越谷市レイクタウン一丁目1番地14 株式会社スリーエイセズ
取扱廃棄物の種 類	ごみ・その他（特定家庭用機器再商品化法に定める対象 機器）
収集運搬及び処 分の別	収集・運搬（保管・積み替えを含む。ただし、特定家庭用 機器再商品化法に定める対象機器に限る。）
営業区域	越谷市内全域
営業許可期間	令和4年4月1日から令和6年3月31日まで

許可の条件	<p>1 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、越谷市廃棄物の処理及び再利用に関する条例及び規則、東埼玉資源環境組合廃棄物処理手数料条例及び規則、その他関係法令を遵守すること。</p> <p>2 許可車両の保管場所は、越谷市レイクタウン一丁目1番地14とする。</p> <p>3 許可車両には、産業廃棄物は一切積載しないこと。</p> <p>4 処分先について 可燃物は、東埼玉資源環境組合とする。 不燃物は、越谷市リサイクルプラザとする。 特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器は、次の指定引取場所とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・株式会社信光物流 新三郷DC 三郷市仁蔵194 ・サンワトランスネット株式会社 草加営業所 草加市柿木町216番2 <p>5 特定家庭用機器再商品化法に定める対象機器の保管・積み替えの場所は、越谷市レイクタウン一丁目2番地3とする。</p> <p>許可の条件に違反が認められた場合、許可の取消しを行う。</p>
-------	---

遵守事項

- 1 業務実績報告書は、毎月10日までに前月分を市長に報告すること。
- 2 許可申請事項に変更が生じた場合は、その事実の生じた日から10日以内に許可申請事項変更届を提出すること。
- 3 収集、運搬業務は、2人以上の乗車とすること。

許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	内容
令和4年3月30日	指令廃第661-15号	更新許可
令和5年4月14日	—	(変更届) 特定家庭用機器再商品化法対象機器引取場所
	以下余白	